

報告第15号

監査結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定による監査の結果報告は、次のとおりである。

令和8年2月24日 提出

四條畷市議会議長 藤本美佐子

令和 7 年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員

監 瞥 第 2 2 5 号

令和 8 年 2 月 16 日



四條畷市監査委員 谷 真明

四條畷市監査委員 長畠 浩則

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査対象部局

都市整備部

都市政策課

建設管理課

建設整備課

危機管理課

下水道河川課

会計課

議会事務局

選挙管理委員会事務局

公平委員会

固定資産評価審査委員会

3 監査の期間

令和7年9月2日から令和8年1月28日まで

4 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に準拠し適正になされているか、また、監査対象部局が所管する事務事業が、合理的かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点とし、監査対象部局に関係書類及び資料の提出を求め、提出された関係書類及び資料を調査するとともに、関係職員から事情を聴取する方法により、監査を実施した。

5 監査対象部局の所掌事務

【都市整備部】

都市整備部の主な所掌事務は、都市整備部の所掌事務は、四條畷市事務分掌条例(昭和45年条例第14号) 第2条において、

- (1) 災害対策の総括に関すること。
- (2) 防犯に関すること。

- (3) 災害時の活動に関すること。
- (4) 交通政策に関すること。
- (5) 道路及び河川に関すること。
- (6) 交通安全施設に関すること。
- (7) 土地改良事業に関すること。
- (8) 建築に関すること。
- (9) 公園及び緑化に関すること。
- (10) 都市計画及び土地利用計画に関すること。
- (11) 土地区画整理に関すること。
- (12) 下水道に関すること。

と規定されている。

【会計課】

会計課の主な所掌事務は、四條畷市会計課設置規則（平成19年規則第6号）第2条において、

- (1) 現金及び有価証券の出納、審査及び保管に関すること。
- (2) 物品の出納及び保管に関すること。
- (3) 小切手の振出しに関すること。
- (4) 一時借入金に関すること。

などと規定されている。

【議会事務局】

議会事務局の所掌事務は、四條畷市議会事務局規程（平成13年議会規程第3号）第5条において、

- (1) 本会議、委員会その他の会議に関すること。
- (2) 議案、意見書、請願書、陳情書等に関すること。
- (3) 会議録の調製に関すること。
- (4) 議決事項の処理及び証明に関すること。

などと規定されている。

【選挙管理委員会事務局】

選挙管理委員会事務局の主な所管事務は、四條畷市選挙管理委員会規程（昭和4

4年選挙管理委員会規程第3号) 第24条において、

(1) 選挙及び投開票の管理に関すること。

(2) 選挙人名簿に関すること。

などと規定されている。

【公平委員会】

公平委員会の所管事務は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第2項において、

(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。

(2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

などと規定されている。

【固定資産評価審査委員会】

固定資産評価審査委員会の所管事務は、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第1項の規定から、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定することとされている。

6 監査の結果

四條畷市監査基準に準拠して1から4までのとおり監査を実施した限りにおいて、監査対象部局から提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね法令に適合し正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようによるとともに、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められた。

しかしながら、一部の事務手続において留意すべき、あるいは改善などを要する事項が認められたため、これらについて指摘を行い、是正や見直し等を図るよう要請した。

併せて、以下の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

◇都市政策課

○コミュニティバスの運行負担金について

令和8年度からコミュニティバスの運行負担金が増額となる見込みとの報告があつた。

人件費等の上昇による運行経費の増大は、今後も避けられないものであることから、今後も長期的に持続可能な制度とするべく、運賃収入や市の負担額についての指標を事前に設定することが重要と考える。

これらについて、四條畷市地域公共交通会議及び運賃協議部会での検討を進めるとともに、市民に向けた適切な情報提供に努められたい。

◇建設管理課

○緑化推進啓発事業に係る補助金交付要綱の制定について

事務局による事前監査において、当該事業に係る補助金交付要綱を定めていないことが判明した。四條畷市補助金等交付規則（平成12年規則第8号）はあくまで補助金等の交付に係る基本的事項を規定するものであり、具体的な事項については、別に定める必要がある。

要綱は、行政当局が行政の指針として制定するものであって、それ自体法規としての性質をもつものではないものの、統一的な処理により、事務の公平・適正な執行を確保し、市民に対する事務の透明性を高めるために欠かせないものであることから、当該補助金についても要綱の整備をされたい。

◇建設整備課

○当初設計図書の作成について

提出された主要工事一覧表により、令和7年6月までに契約した事業費100万円以上の工事のうち、大半の工事で変更契約が行われていることを確認した。

工事の施工については、着工後新たな事実が判明するなど、当初の計画どおり工事が進行しないこともあり、やむを得ず設計変更があり得るものではあるが、当初設計図書の作成にあたっては、入札時の公平性・透明性を確保する観点から、事前の調査を十分に行うとともに、明示の徹底を図り、みだりに設計変更が生じないよう措置されたい。

◇危機管理課

特に指摘をすべき重大な事項は見受けられなかった。

◇下水道河川課

○下水道使用料体系の検討について

今年度に実施した収支計画シミュレーションの見直しの結果、経常収支比率は令和10年度から、経費回収率は令和9年度からマイナスとなる見込みとの報告があった。

下水道使用料体系の検討にあたっては、収支計画シミュレーションを都度見直しながら進めるとともに、その結果は市民に大きく影響を与えるものであることから、検討過程を含めた情報公開を徹底されたい。

◇会計課

○資金の保管方法の変更等について

日本銀行のマイナス金利政策解除を踏まえた取り組みとして、歳計現金及び歳計外現金の普通預金口座への移行や市債との相殺可能額にこだわらない資金運用を実施しているとの報告があった。

これらの取り組みによって、これまでにない利子及び配当金の収入が見込める反面、市が保有する資金は、市民から住民福祉のために信託されたものであり、安全性の確保に留意する必要がある。金融機関の安全度を測る基準の定期的な見直すとともに、マニュアルを作成するなど、日々のモニタリング業務を属人化することなく組織的に継続できる仕組みづくりに取り組まれたい。

◇議会事務局

○議会運営上生じる法的問題への対応策について

法令の解釈など専門的な見解が必要な案件が生じた際に、市長部局の総務課と調整のうえ、市の顧問弁護士に相談を行った事例があるとの報告があった。

市全体で柔軟に対応されているものと見受けられるが、市長部局と利害関係相反が発生した場合などを想定すると、市議会として、別に助言を受けられる体制を構築しておく必要があると思われる。

同様の課題は、市長部局以外の執行機関に共通するものと思われ、複数の執行機関が共同で、事案が生じた場合に依頼できる弁護士を確保する等の方策も考えられ

る。

法的問題への対応策について、他の執行機関と連携のうえ、他市事例を参考にするなど、調査・研究を進められたい。

◇選挙管理委員会事務局

○電子投票の実施について

本市が全国で8年ぶりに実施した電子投票について、市議会議員選挙に適用する場合には、市長選挙と定数が異なることから、前回実施時にはない課題が生じることが報告された。

電子投票には、無効票の発生を抑制できるなど、選挙人の意思をより正確に把握できる利点がある一方、公正かつ円滑な選挙執行にあたっては、現在把握している課題の解消に加え、全国的なノウハウの蓄積が望まれる。

電子投票の実施の可否を検討するにあたっては、他団体の動向に注視しつつ、課題の解決に向けた調査・研究を進められたい。

◇公平委員会

特に指摘をすべき重大な事項は見受けられなかった。

◇固定資産評価審査委員会

特に指摘をすべき重大な事項は見受けられなかった。